

平成29年度組合運営講習会の開催について

組合は毎年1回決算を行い、所定の期限内に税務申告をする必要がありますが、組合には一般法人とは異なった特有の会計処理や税務制度があります。

本会では、組合が関係法令に基づく事務手続き、決算処理及び税務申告をして頂くため、下記のとおり講習会を開催いたします。

ご多用とは存じますが、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

1. 日時・場所

日 時	平成 29 年 4 月 19 日 (水) 13:00 ~ 17:00
場 所	ホテルプラザ菜の花 3階「菜の花」 千葉市中央区長洲1-8-1 TEL 043-222-8271
内 容	13:00 ~ 13:05 開講挨拶 13:05 ~ 14:20 「組合の事務手続き」 14:30 ~ 17:00 「組合の税務申告」
定 員	100名
講 師	日新税理士法人 税理士 古知 潔 氏 (組合の税務申告) 千葉県中小企業団体中央会 職員 (組合の事務手続き)

※駐車場には限りがありますので、最寄りの交通機関をご利用下さい

2. 対 象 組合の役職員

3. 受 講 料 1名 2,000円

※講習会当日受付でお支払い下さい。

4. 申込方法 「中小企業ちば4月号」(平成29年4月5日発行)に、開催案内と参加申込書を同封いたしますので、参加申込書をFAXにてお申込み下さい。

※締切日：平成29年4月17日(月)予定

なお、定員100名になり次第、締め切らせて頂きます。

・電卓を使用する予定ですのでご持参下さい。

5. 問合せ先 工業連携支援部 山下

TEL：043-306-2427 FAX：043-227-0566

事業主の皆様へ

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して企業の障害者雇用をサポートします！

障害者雇用についてのご相談は企業支援員に!

千葉県では障害のある方々の雇用の場の拡大と就職後の継続(長期)雇用を促進するため、企業に対して支援を行う企業支援員(障害者雇用アドバイザー)を県内の各障害保健福祉圏域に配置しています。

「障害者を雇用したことがない」「雇用したいが不安」といった様々な不安の解消や既に障害者を雇用している企業の雇用管理上のアドバイスなどを行います。

企業支援員は、地域の企業などを訪問しておりますので、障害者雇用をお考えの事業主の方や障害者の雇用でお困りの事業主の方は、お気軽にご相談ください。

障害者を雇用していない企業



我が社には、障害者向けの仕事がないから、障害者の雇用はむりだな。



人事担当者

障害者を雇用している企業



働く障害者達



最近、周囲の社員との人間関係が心配だな。今後の、昇給などはどうしたらいいのかな？
①雇用上のトラブル
②雇用管理のノウハウを企業側から相談できるところがあるといいな。



人事担当者

企業支援員
訪問

企業支援員
訪問

◆支援事項

- ・職場(職域)開拓
- ・障害者雇用の理解促進
- ・障害者雇用の成功例の紹介

障害者雇用をお考えの企業を支援します!

◆支援事項

- ・雇用上のトラブルの対処法
- ・継続(長期)就労のための雇用管理上のアドバイス

障害者の継続雇用のために企業を支援します!

千葉県

お問い合わせ先：○最寄りの障害者就業・生活支援センター
○千葉県商工労働部産業人材課 (043-223-2756)